

商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百五十七条（同法第四百五十九条第一号に規定する有限会社法等関係規定（以下単に「有限会社法等関係規定」という。）において準用する場合を含む。）、第四百六十一条第一項、第四百六十二条第二項、第三項及び第四項（有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。）、第四百六十三条（有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。）、第四百六十五条第二項、第四百六十六条、第四百六十七条第二項第三号及び第四号（有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。）、第四百七十一条第一項及び第二項第二号（有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。）並びに第四百七十二條第二項、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第四十三条第二項において準用する商法第百条第八項第二号並びに組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第十二条の二第一項第二号の規定に基づき、電子公告に関する規則を次のように定める。

平成十六年 月 日

法務大臣 野 沢 太 三

電子公告に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、電子公告調査に関し、商法（明治三十二年法律第四十八号。有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）及び組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子公告 商法第六十六条第六項に規定する電子公告をいう。
- 二 公告期間 商法第六十六条ノ二第二項に規定する公告期間をいう。
- 三 公告の中断 商法第六十六条ノ二第二項に規定する公告の中断をいう。
- 四 追加公告 商法第六十六条ノ二第二項第三号の規定による公告をいう。
- 五 電磁的記録 商法第三十三条ノ二第一項に規定する電磁的記録をいう。
- 六 サーバ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。

七 プロバイダ インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法

律第八十六号) 第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。) を提供する同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。

八 公告サーバ 公告を電子公告により行うために使用するサーバをいう。

九 公告アドレス 公告サーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるものをいう。

十 公告ページ 電子計算機に公告アドレスを入力することによって当該電子計算機の映像面に表示される内容をいう。

十一 登記アドレス 商法第百条第八項第二号(同法第百四十七条又は弁護士法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第百八十八条第三項、有限会社法(昭和十二年法律第七十四号)第百八十八条第三項第二号又は組合等登記令第十二条の二第一項第二号の規定により登記した事項(これら

の規定に規定する定款の定めを除く。)をいう。

十二 調査機関 商法第四百五十七条に規定する調査機関をいう。

十三 電子公告調査 商法第四百五十七条に規定する電子公告調査をいう。

十四 調査委託者 商法第四百六十二条第三項に規定する調査委託者をいう。

十五 調査結果通知 商法第四百六十二条第四項の規定による電子公告調査の結果の通知をいう。

十六 業務規程 商法第四百六十五条第一項に規定する業務規程をいう。

十七 公告情報 次条第一項第三号八に規定する情報であつて、調査委託者が調査機関に対して同条第二

項の規定により示したものをいう。

十八 追加公告情報 追加公告において公告し、又は公告しようとする内容である情報であつて、調査委

託者が調査機関の業務規程に定めるところにより当該調査機関に対して示したものをいう。

十九 情報入手作業 公告サーバから情報を受信するための作業をいう。

二十 受信情報 情報入手作業により公告サーバから受信した情報をいう。

二十一 公告情報内容 公告情報を調査機関の電子計算機の映像面に表示したものを閲読することにより

認識することができる内容をいう。

二十二 追加公告情報内容 追加公告情報を調査機関の電子計算機の映像面に表示したものを閲読することにより認識することができる内容をいう。

二十三 受信情報内容 受信情報を調査機関の電子計算機の映像面に表示したものを閲読することにより認識することができる内容をいう。

二十四 有限会社法等関係規定 商法第四百五十九条第一号に規定する有限会社法等関係規定をいう。

(電子公告調査を求める方法)

第三条 商法第四百五十七条(有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。)の規定により電子公告調査を求めようとする会社その他の法人は、調査機関に対し、当該調査機関が業務規程で定めるところにより、第六条第二項の規定により当該調査機関が法務大臣への報告をしなければならない日の二営業日前までに、次に掲げる事項を示して、電子公告調査を求めなければならない。

- 一 当該法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 当該法人に係る登記アドレス。ただし、商法第二百八十三条第四項又は株式会社会社の監査等に関する商

法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定による公告のためのものを除く。

三 当該電子公告調査の求めに係る電子公告についての事項であつて、次に掲げるもの

イ 公告アドレス

ロ 公告期間

ハ 公告しようとする内容である情報

ニ 公告すべき内容を規定した法令の条項

2 前項第三号ハに掲げる情報は、調査機関が業務規程で定める電磁的方法により示さなければならない。

（登録手続）

第四条 商法第四百五十八条第一項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に手数料に相当する額の印紙をはり付け、これを法務大臣に提出することによりしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をす

るときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもって手数料を納付することができるものとする。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、当該法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その者の氏名及び住所

三 電子公告調査の業務を行おうとする事業所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登記簿の謄本又はこれに準ずるもの

二 登録を受けようとする者が商法第四百五十九条各号のいずれにも該当しないことを説明する書面

三 電子公告調査に使用する電子計算機及びプログラム（商法第四百六十条第一項第一号に規定するプログラムをいう。）が、同号イからハまでに掲げる要件のいずれにも適合しているものであることを説明する書類

四 商法第四百六十条第一項第二号の実施方法を記載した書類

3 前二項の規定は、商法第四百六十一条第一項の登録の更新について準用する。

(電子公告調査を行う方法)

第五条 商法第四百六十二条第二項(有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。)に規定する法務省令に定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 次に掲げる作業を電子計算機に自動的に行わせること。

イ 電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間中、六時間に一回以上の頻度で、次項に定めるところにより情報入手作業をした上、次に掲げる作業を行うこと。

(1) 公告サーバから情報を受信することができた場合には、その日時、受信情報及び情報入手作業の際に電子計算機に入力した公告アドレスを電磁的記録として記録すること。

(2) 公告サーバから情報を受信することができなかった場合には、その旨、その日時及び情報入手作業の際に電子計算機に入力した公告アドレスを電磁的記録として記録すること。

ロ イ(1)に規定する場合には、受信情報と公告情報とを比較して、両者が同一であるかどうかを判定した上、その判定の結果及び日時を電磁的記録として記録すること。



二 前号口の規定による判定の結果が、受信情報が公告情報と相違する旨の結果である場合又は当該判定をすることができなかった場合には、調査機関の職員が、受信情報内容と公告情報内容とが同一であるかどうかを判定した上、その判定の結果及び日時を電磁的記録として記録すること。

三 第一号イ(2)に規定する場合又は電子計算機が次項に定めるところによる情報入手作業を自動的に行うことができなかった場合には、調査機関の職員が、電子計算機を手動により操作して、同号イ及び前号に掲げる作業を行うこと。

四 登記アドレスと公告アドレスとが異なる場合には、公告ページが、登記アドレスを電子計算機に入力することにより当該電子計算機の映像面に表示される指示（料金の徴収又は識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号をいう。）の入力に係る指示を除く。）に従った操作を行うことによつて当該映像面に表示されるかどうかを、公告期間中任意の時期に、同一の公告アドレスについて一回以上調査した上、その調査の結果及び日時を電磁的記録として記録すること。

五 第二号若しくは第三号に掲げる作業を行った場合又は前号に規定する作業を調査機関の職員が電子計

算機を手動により操作して行った場合には、当該作業を行った調査機関の職員の氏名を電磁的記録として記録すること。

2 情報入手作業は、電子計算機に第三条第一項第三号イの規定により調査委託者から示された公告アドレスを入力することにより、三回（一回又は二回で情報を受信することができた場合にあつては、その回数）にわたってプロバイダ（二回以上にわたる場合にあつては、それぞれ異なるプロバイダ）を経由して公告サーバに対し情報を送信するように求めることによつて行わなければならない。この場合において、調査委託者から、調査機関が業務規程で定めるところにより、当該公告アドレスを変更する旨の通知がされ、かつ、当該変更後の公告アドレスが示されたときは、その時（当該調査委託者が、当該変更の予定日時をも示したときは、当該予定日時）以後の電子公告調査については、当該変更後の公告アドレスを電子計算機に入力しなければならない。

3 電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間中、公告の中断が生じた場合であつて、調査委託者が調査機関に対し、当該調査機関が業務規程で定めるところにより、追加公告において公告し、又は公告しようとする内容である情報を示したときは、その時（当該調査委託者が、追加公告の開始の予定

日時をも示したときは、当該予定日時）以後の電子公告調査に関する前項第一号口及び第二号の規定の適用については、同項第一号口及び第二号中「公告情報」とあるのは「公告情報及び追加公告情報」と、同項第二号中「公告情報内容」とあるのは「公告情報内容及び追加公告情報内容」とする。

4 調査機関は、電子計算機の故障その他の事由により、第一項（第四号を除く。）に掲げる作業のいずれかを行うことができなかった場合には、その旨及びその日時を電磁的記録として記録（当該記録をすることができないときは、書面に記載）しなければならない。

（法務大臣への報告事項及び方法）

第六条 商法第四百六十二条第三項（有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。）の法務省令で定める事項は、第三条第一項第一号並びに第三号イ、口及びニに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、代表者の氏名を除く。）とする。

2 調査機関は、前項に規定する事項を、電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間の始期の二日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに、情報通信技術利用法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用し

て法務大臣に報告しなければならない。

3 調査機関は、電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間中に、調査委託者から、当該調査機関が業務規程で定めるところにより、第一項に規定する事項のいずれかを変更する旨の通知があった場合には、法務大臣に対し、速やかに、当該通知に係る変更の時期及び内容を情報通信技術利用法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して報告しなければならない。

4 法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）第四条第一項及び第四項の規定は、前二項の規定により報告をする調査機関について準用する。

（調査結果通知の方法等）

第七条 調査結果通知は、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を内容とする情報（以下「調査結果情報」という。）を電磁的方法により提供してしなければならない。ただし、調査委託者が、調査結果通知をこれらの方法のいずれかにより行うことを求めたときは、当該方法によって行わなければならない。

一 第三条第一項第一号、第二号並びに第三号イ、ロ及びニに掲げる事項（調査機関が業務規程で定めるところにより、これらの事項のいずれかを変更する旨の通知がされた場合にあつては、当該通知に係る変更後のもの及び変更の日時を含む。）

二 公告情報内容（第五条第三項に規定する場合にあつては、公告情報内容及び追加公告情報内容）

三 第五条の規定により記録し、又は記載した事項のうち、次に掲げるもの

イ 受信情報を受信した日時、情報入手作業の際に電子計算機に入力した公告アドレス及び次に掲げる

#### 事項

(1) 第五条第一項第一号ロの規定による判定の結果が、受信情報と公告情報（同条第三項に規定する場合にあつては、公告情報及び追加公告情報）とが同一である旨のものである場合には、当該結果及び当該判定の日時

(2) 第五条第一項第一号ロの規定による判定の結果が(1)に規定するものでない場合には、同項第二号の規定による判定の結果及びその日時

ロ 第五条第一項第三号の規定により同項第一号イに規定する情報入手作業をしたにもかかわらず、公

告サーバから情報を受信することができなかった場合には、その旨、その日時及び当該情報入手作業の際に電子計算機に入力した公告アドレス

八 第五条第一項第四号及び第五号の規定により記録した事項

四 調査結果通知に、受信情報内容が公告情報内容（第五条第三項に規定する場合にあっては、公告情報内容及び追加公告情報内容）と相違する旨の記載若しくは記録又は第三号口の規定による記載若しくは記録をすべき場合には、当該記載又は記録から推計されることになる公告の中断が生じた可能性のある時間の合計

五 第五条第一項第一号イに規定する頻度で同条第二項に定めるところによる情報入手作業をすることができなかった場合には、その旨、その時期及びその理由

2 前項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。ただし、調査委託者がそのいずれかの方法により調査結果通知をすることを求めた場合には、当該方法とする。

一 商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第六条第一項第一号に規定する方法

二 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十二条の六第四項に規定するフレキシブルデ

イスクカートリッジをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

三 商業登記規則第三十六条第一項第二号に規定する光ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 調査機関は、調査委託者から求められたときは、その求めに応じ、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録にその内容を記録し、又は商業登記規則第一百六条の三第二項及び第五項第二号の規定により送信することができる調査結果情報のいずれかを提供しなければならない。

（電子公告調査を行うことができない場合）

第八条 商法第四百六十二条（有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 商法第四百六十三条各号に掲げる者又はその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）が、公告を電子公告により行う者から、自己の使用するサーバを公告サーバとすることの委託を受けたとき。

二 公告を電子公告により行う者が当該公告につき第三者に対してその者の使用するサーバを公告サーバとすることを委託した場合において、商法第四百六十二条各号に掲げる者又はその役員が当該委託契約の締結の代理又は媒介をしたとき。

三 商法第四百六十三条各号に掲げる者又はその役員が、公告サーバの賃貸人であるとき（第一号に規定する場合を除く。）。

四 商法第四百六十三条各号に掲げる者又はその役員が、公告を電子公告により行う者の委託を受けて公告情報を作成したとき。

（業務規程に定める事項）

第九条 商法第四百六十五条第二項の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 電子公告調査の求めの受付の時間及び休日に関する事項
- 二 電子公告調査を求める方法に関する事項
- 三 電子公告調査の業務を行う事業所に関する事項
- 四 電子公告調査の料金に関する事項



五 商法第四百六十七条第二項及び同法第四百七十一条第二項に規定する費用に関する事項

六 電子公告調査の実施方法に関する事項

七 電子公告調査に使用する電子計算機その他の設備の維持管理に関する事項

八 電子公告調査の結果の通知に関する事項

九 帳簿等の管理及び保存に関する事項

十 その他電子公告調査の業務の実施に関し必要な事項

(電子公告調査の業務の休廃止の届出)

第十条 商法第四百六十六条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出することによりしなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする電子公告調査の業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

2 調査機関が電子公告調査の業務の全部を廃止しようとする場合には、他の調査機関への帳簿等の引継ぎ

をしたことを証する書面を前項の届出書に添付しなければならない。

(財務諸表等の開示の方法)

第十一条 商法施行規則第七条の規定は商法第四百六十七条第二項第三号の法務省令で定める方法について、同規則第九条の規定は商法第四百六十七条第二項第四号及び第四百七十一条第二項第二号の法務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。

(帳簿等の記載等)

第十二条 商法第四百七十一条第一項(有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の帳簿に準ずるものとして法務省令で定めるものは、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をいうものとする。

2 商法第四百七十一条第一項の電子公告調査に関し法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三条第一項各号に掲げる事項(調査機関が業務規程で定めるところにより、これらの事項のいずれかを変更する旨の通知がされた場合にあつては、当該通知に係る変更後のもの及び変更の日時を含む。

)

- 二 電子公告調査を求められた年月日
  - 三 電子公告調査を行った事業所の所在地
  - 四 電子公告調査に関わった職員の氏名（第五条第一項第五号に規定するものを除く。）
  - 五 第五条第一項各号の規定により電磁的記録として記録した事項
  - 六 第五条第四項の規定により電磁的記録として記録（当該記録をすることができなかった場合にあつては、書面に記載）した事項
  - 3 帳簿等（商法第四百七十一条第一項に規定する帳簿等をいう。以下この条において同じ。）への前項に掲げる事項の記載又は記録は、電子公告調査の求めごとにしなければならない。
  - 4 調査機関は、第二項に掲げる事項を記載し、又は記録した帳簿等を、電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間の満了後十年間保存しなければならない。第四百七十二條第一項の規定により帳簿等の引継ぎを受けた調査機関についても、同様とする。
- （弁護士会等が行う電子公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項）

第十三条 次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める規定に規

定する電子公告を行うために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を読覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 弁護士法第四十三条第二項において準用する商法第百条第八項第二号 弁護士法第四十三条第二項において準用する商法第百条第四項

二 組合等登記令第十二条の二第一項第二号 有限会社法等関係規定（有限会社法第八十八条第四項及び弁護士法第四十二条第二項を除く。）において準用する商法第百条第四項

#### 附 則

この規則は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十七号）の施行の日から施行する。